

いる」「当時のことはわからない」と返答してきた。そこで、全造船いすゞ自動車分会に頼んで、いすゞ本社から調べてもらおうとしたが、名前は「北海道いすゞ自動車」でも、いすゞ自動車とはまったく関係がないということがわかった。

とにかく労災請求するしかないと考え、3月に事業主証明なしで労働基準監督署に申請した。また、札幌の労基署に行き、話をしたところ、労災課長は「病名をきちんと確認したい」と言う。「Aさんはすでに環境再生保全機構で認定されている」「保全機構は厚生労働省に優るとも劣らずいろいろな書類や検査データを厳密に要求してくるから間違いない」と説明しても、「いや、労働基準監督署はきちんと医学的データを調べる」等と言う。しばらくやりとりすると、相手がどの位の知識をもっているかわかるもの。明らかに「はったり」でしゃべっている。こういう人が担当になるといたずらに時間がかかる。何とかしなければと正直焦った。

さいわい、Aさんの元同僚と連絡が取れた。Aさんとほぼ同時期に、やはり直接整備の仕事をしていない方だ。「当時の工場内は粉じんが舞い上がり、悪い環境でした」「夕方になるとサービスマンもAさんも鼻の穴が真っ黒になっている印象が脳裏に残っており、劣悪な環境でした」と、文書に記してくれた。現在の会社を調べるよりもはるかに信用できる重要な証拠である。また、労災課長が異動になり、次

に担当になった方は非常に丁寧かつ適確な調査をしてくれた。

会社は、上述のような状態であり、どこの労災保険を使うかで若干手間取ったようだが、思ったよりも早く、8月に労災認定の通知が届いた。Aさんからお礼の言葉を頂いたので紹介する。

### Aさんからの手紙(抜粋)

労災申請を半ば諦めている頃、平成23年12月20日、北海道新聞に石綿疾病で労災認定を受けた事業所名の掲載記事を見ました。さっそく「アスベスト疾患・患者と家族の会北海道支部」、

大島准教授（北星学園大大島研究室）に電話で状況説明しました。翌日には、関西労働者安全センターの片岡明彦事務局次長様より、アスベストユニオン書記長の川本浩之様を紹介され、組合に加入。全国に広がるネットワークで、スピード感に溢れ、適切なご指示・基準局への対応と、見事な関係を頂戴いたし、想像を超える早さで労災認定を賜りました。関係各位、ご尽力いただきました皆様へ心からの感謝とお礼申し上げます。次第でございます。



## 蛇紋岩地帯のトンネル工事 北海道●規制のない自然由来のアスベスト

北海道を南北に走る蛇紋岩地帯で、幾つものトンネル工事が行われており、蛇紋岩に含まれるアスベスト（クリソタイル）対策が懸念されています。

現在、私の家の近くで、国交省北海道開発局がトンネル工事を進めており、そこで発生した7万立米に及ぶ蛇紋岩の掘削ズリを2年余りの年月をかけて堆積していて、アスベストを含む可能性のある粉じんが飛散する心配があります。

この問題で、アスベストセンターの永倉さんからアドバイスを受けながら、開発局と話し合ってきました。また、外山さんには掘

削ズリの分析をしていただき、昨年11月には、当地に来ていただいて、現地の調査と開発局及び工事業者との話し合いを持つこともできました。

これらの中で分かってきたことは、

- ① 自然に由来するアスベストに対して規制する法律は現在存在しない。
- ② 開発局いわく、トンネル工事においては、アスベストを規制する現行の法律に準拠して行っている。
- ③ しかし、膨大な量の掘削土が出るという工事の現実からして、発生する可能性のある



アスベスト粉塵の対策を十分にとれていないおそれがある。  
④ 現行の法規制が対象とする建材などとは異なり、自然物は含有量などが不均一なので管理がより一層困難である。ということでした。

工事は進行中ですが、当面、アスベスト対策が実効性のあるものか、開発局が行う作業場内外の測定結果を注視すると共に、来春融雪後、自宅附近のアスベスト測定をアスベストセンターにお願いするつもりです。

これらとあわせて、北海道各地の蛇紋岩地帯でのトンネル工

事の過去の事例について、何が行われていたのかを調べることにしています。

アスベストセンターによれば、外国ではすでに、このような自然由来のアスベストに関する問題が現れてきているとのことなので、日本においても、作業員や住民のアスベスト被害を未然に防ぐために、このような実態を明らかにしていく必要を感じています。

アスベストセンターの協力に感謝し、北海道からの報告とさせていただきます。



北海道音威子府村 芦川行雄

形性関節症」(指曲がり症)を発症し、指の関節にできた大きいペンダコのような腫れと痛みが残り、指骨一部欠損は完治せず、後遺障害が残りました。このためHさんは指に力を入れることができず、タオルや雑巾を絞れない、包丁で硬い食材は切れない、ペットボトルのフタを開けることができない、靴の紐が結べない等、日常生活に不自由が生じています。なによりも、痛みがひどくて、鎮痛剤を飲まなければ、我慢できないほどの痛みがあります。この鎮痛剤は肝臓に負担がかかるので、医師から4時間以上あけて飲むように言われていますが、夜に痛みのため目が覚めた時は4時間たっていないくても飲む時があります。そうしないと眠ることができないからです。

#### ◆公務災害基金の不当な認定

1990年代当時、県下の給食調理職場では多くの仲間が同様の症状を訴えていたこともあり、自労兵庫県本部が一斉請求の取り組みを進めおり、Hさんも自治労兵庫県本部第2次「指曲がり症」公務災害認定請求闘争(7単組53人)に参加し、認定闘争を進めることとなりました。

しかし、地方公務員災害補償基金兵庫支部(以下、基金といいます)は、2001年1月13日に公務外決定を行いました。私たちは納得できるはずもなく、その後、支部審査会、本部審査会と審査請求を行いました。いずれも棄却という結果となりました。

明らかに給食調理業務が原

## 指曲がり症障害等級に不服

### 兵庫●全国ではじめての裁判提訴

#### ◆痛みを訴えて15年間

宝塚市の給食調理員として

30年あまり勤めていたHさんは、調理業務が原因で「両手指変